

令和 8 年 4 月 1 日

指定給水装置工事事業者 各位

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団

企業長 小 嶋 崇 嗣

(公 印 省 略)

【重要】水道事業の経営統合に伴う指定給水装置工事事業者の登録一本化について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。水道事業の推進につきまして、多大なるご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団と新富町水道課は、令和 8 年 4 月 1 日をもって経営統合いたします。これに伴い、給水装置工事事業者の指定業務についても、統合後の一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団が承継することとなりました。

統合後の運用およびお手続きにつきまして、現在の登録状況等に応じた取り扱いを下記のとおりご案内申し上げます。

記

1. 統合後の施工区域について

令和 8 年 4 月 1 日以降、統合後の一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団の指定工事事業者として、旧新富町区域および一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団の全区域において給水工事の施工が可能となります。

2. 登録区分ごとの取り扱い（指定番号・指定証等）

貴社の現在の登録状況に合わせて、以下の通り対応をお願いいたします。

現在の登録状況	指定番号の取り扱い	お手続き・指定証・工事範囲について
A：新富町と企業団の両方に登録がある	企業団の指定番号を継続 新富町の番号は失効	新規申請は不要です。旧新富町の指定証を返却してください。給水装置工事の施工可能範囲は変わりません。
B：企業団のみに登録がある	企業団の指定番号を継続	新規申請は不要です。新たに、旧新富町水道事業区域での給水装置工事が可能となります。

C：新富町のみに登録がある 企業団の指定番号を新規申請は不要です。同封の新しい指定証規付与 新規申請は不要です。同封の新しい指定証を使用し、旧新富町の指定証を返却してください。新たに、旧一ツ瀬水道事業区域での給水装置工事が可能となります。新富町の番号は失効

3. 給水工事お問い合わせ・申請方法・様式・工事基準・手数料の変更について（重要）

統合に伴い、令和8年4月1日以降の工事より以下の通り運用を統一いたします。

- 給水工事や埋設物確認のお問い合わせなどについての申請方法は従来通り、各々の区域にて申請をお願いいたします。

※旧新富町水道課区域 → 新富町水道事業課窓口（浄水場）

※一ツ瀬水道企業団区域 → 企業団窓口

様式は一ツ瀬水道企業団ホームページ

<http://www.hitotusesuidou.or.jp/> → 指定給水装置工事事業者 の欄からもご確認できます。

- 申請様式の変更（別紙1）：今後は新しい申請様式を使用してください。様式はA4サイズにて提出をお願いいたします。
- 給水装置工事基準の制定（別紙2）：新たに共通の工事基準を作成いたしました。今後は本基準に基づき施工を行ってください。
- 検査手数料の統一：統合後の検査手数料は一律3,000円に統一されます。

4. 旧新富町指定証の返却について

統合に伴い、旧新富町発行の指定証は令和8年3月31日をもって失効となります。上記「A」または「C」に該当する事業者様は、お手数ですがお手元の旧新富町指定証を下記までご返却ください。

- 返却期限：令和8年4月17日（金）まで
- 返却方法：一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団（旧新富町水道課窓口でも受付可）へ持参または郵送

5. 給水装置工事事業者登録に関する事務手続きについて

令和8年4月1日以降、事業者情報の変更届（住所変更、代表者変更等）の受付窓口は、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団へ一本化されます。

6. 給水装置工事の申請・施工・検査について

1. 工事申請から着工まで（①～③）

①申請書類の提出

- 各水道事業区域の窓口へ「給水装置工事承認願」および必要書類を提出してください。
- 受付時に「検査手数料」および「給水負担金（必要な場合）」の納付書を発行します。

・道路占用・使用許可：原則として申込者にて申請。ただし、国道管轄については水道事業側で行うため、必ず事前に協議してください。

②手数料等の納付

・納付場所：金融機関窓口

※新富町役場および新田支所の窓口では納付できなくなりましたのでご注意ください。

③課内審査・承認

・納付確認後、審査を行います。不備がなければ「承認済証」をFAX送付します。

【注意】金融機関での納付確認には約1週間、審査にも約1週間を要します。

お急ぎの場合：領収書のコピーを持参するか、FAXで送信してください。

2. メーターの出庫と施工 (④～⑤)

④メーターの出庫

・納付確認後、メーターを仮設用として出庫します。

・結線作業：スマートメーターの場合は結線作業と防水処理を行ってください。

・電波対策：スマートメーターの電波状況が悪い場合、通信機をボックス外に出す等の調整をお願いすることがあります。

⑤立会確認

・サドル分水栓の分岐や、圧着による止水を行う場合は職員の立会が必要です。施工の3日前までに必ず連絡してください。

3. 竣工から開栓まで (⑥～⑧)

⑥竣工届の提出

・引渡日が決まり次第、「給水装置工事竣工届」と「水道使用届」を併せて提出してください。

・提出期限：検査予定日の1週間前まで。

⑦現地検査の実施

・検査完了後、現場に「水道検査実施のお知らせ」と「口座振替依頼書」を配布します。

・口座振替依頼書は、使用者から直接金融機関へ提出するようご案内ください。

⑧検針と請求の切り替え

・開栓日に検針を実施します。開栓日が休日の場合は「翌営業日」が検針日となりますが、スマートメーター設置箇所については、休祝日であっても当日中の自動検針が可能です。

・事業者請求：開栓日までの分は、臨時栓単価にて施工事業者へ請求します。

・使用者請求：検針後、正式に申込者（使用者）へ切り替わります。

【本件に関するお問い合わせ先】 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団

一ツ瀬水道事業課 工務係 TEL：0983-35-1381

新富町水道事業課 工務係 TEL：0983-33-6046

一ツ瀬水道企業団ホームページ

<http://www.hitotusesuidou.or.jp/> → 指定給水装置工事事業者 の欄からもご確認できます。

【主な統一基準・注意点】

止水栓	<p>φ 40 以下⇒逆止弁付伸縮形ボール止水栓</p> <p>φ 50 以上⇒角ハンドルソフトシール仕切弁+逆止弁</p> <p>1次側の給水管口径がφ 20 の場合でφ 13 の量水器を設置する場合は、φ 20×φ 13 の止水栓を設置すること。</p>
量水器ボックス	<p>φ 20 用以上とする</p> <p>車両の载荷が予想される場所には、耐荷重 T-2 以上とする</p> <p>検針に支障となる場合は小窓付とする</p>
仕切弁ボックス	<p>公道部⇒レジンコンクリート製 BOX</p> <p>敷地内でも車両の通行の恐れがある箇所については、車両の载荷重に耐え、破損の恐れがない製品</p>
量水器	<p>官民境界から 2m 以内とする。2m を超える場合は第 1 仕切弁を設置すること。</p> <p>スマートメーターと通信機の結線は防水テープで防水処理を行うこと。また、スマートメーターの通信機の電波状況が悪い場合は、通信機の設置場所を調整し通信状況を改善すること。</p> <p>φ 50 以上はフランジ式（上水 7.5K 形）とする</p>
第 1 仕切弁	<p>分岐口径が 50mm を超える場合は、分岐箇所に第 1 仕切弁（角型キャップ式ソフトシール仕切弁）を設置すること</p> <p>共有給水管を設置する場合は、第 1 仕切弁を設置すること。</p>
第 2 仕切弁	<p>30mm 以上のメーターを設置する場合、又は 3 階以上の建築物に接続する場合はメーター 2 次側に第 2 仕切弁を設置すること。</p>
水圧試験	<p>水圧試験は 1.75Mpa で 1 分間（1 次側、2 次側）とする。ただし、機器が破損する可能性のある場合は「縁切り対策」を行うか、機器の耐圧性能に合わせた水圧とすること。</p>
提出書類	<p>配管平面図に方位を記載すること</p> <p>写真は本管位置（構造物からの離隔）・深さ（土被り）・量水器 BOX 位置（遠景・近景）・水圧試験（1 次側・2 次側）を提出すること</p> <p>「水道使用届」を提出すること</p>
臨時メーター	<p>本メーターを臨時メーターとして貸与する。ただし、本メーターの在庫が無い場合や後日撤去する場合は仮メーターを貸与する。</p>
埋設深度	<p>車道⇒0.8m 以上</p> <p>私道・歩道・路肩・保護路肩⇒0.6m 以上</p> <p>宅内⇒0.3m 以上</p> <p>ただし、道路管理者の指示を優先する</p>
その他注意点	<p>φ 20 以上で分岐すること。</p> <p>量水器以降の増径は認める。</p>